

潟上市地域防災計画修正の概要

令和5年3月31日

1 修正の趣旨

地域防災計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき策定するもので、潟上市にかかる災害等に関し、予防、応急及び復興等の対策を実施するために、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定め市域・市民及び滞在者等の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的として策定するものである。

潟上市防災会議では、災害対策基本法の改正及び秋田県地域防災計画との整合性を図るため平成27年3月に地域防災計画を策定しましたが、この度、市の行政組織の再編、災害対策基本法の一部改正に伴う修正及び経年変化による各種資料の記述の追加・修正を行うものである。

2 主な追加、修正事項

(1) 市の行政組織の再編に伴う修正

- 警戒室、警戒部、警戒本部及び災害対策本部の活動体制の修正
- 災害対策本部の事務分掌の修正
- 動員職員の指定の修正
- 主な実施担当等の修正

(2) 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

令和3年5月20日付けで改正された「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたため記載内容を修正

(3) 情報通信設備の整備に伴う修正

J－A L E R Tの説明文の追加

(4) 経年変化等による資料の追加・修正

- 各種資料の修正
市の概況、災害の記録、警報・注意報発表基準、土砂災害等危険箇所、避難施設、福祉施設及び協定一覧等の更新・修正
- 誤記等の削除・修正